

1. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 2. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 3. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 4. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 5. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 6. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 7. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 8. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 9. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 10. 新設ノ電車路ニ付テハ、

(六次目) 電車路(1)新設ノ電車路ニ付テハ、
 2. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 3. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 4. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 5. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 6. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 7. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 8. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 9. 新設ノ電車路ニ付テハ、
 10. 新設ノ電車路ニ付テハ、

電車路

5. 5. 29

1253

第1585号

昭和五年五月二十二日

参视總監 九山 鶴 志

内務大臣 安達謙藏 殿
 鐵道大臣 江木 翼 殿
 社會局長 官 殿
 各廳府縣長官 殿

北海道庁 大森 神 吉
 長官 室 初 藤 岡 福 圓

目蒲葉横電鉄従業員組合、女車掌採用反対運動ニ関スル件

(第一報)

要旨 目蒲電鉄株式会社より、目下不況切迫第二手段トシテ女車掌採用計
 畫ヲ擧テ募集員ナリテハ組合側ニ於テハ右計畫ハ従来ノ男車掌ノ
 外收約五割減シ直接招来ナル問題ナリトシ及此決議ヲナシ本月十日
 会社ニテ男車掌ヲ撤回決議スル程トシ及此決議スル所アリタルガ様
 組合代表者ハ女車掌十名限度ノ採用ハ承認スル旨達セタルガ会社ニ於